

令和2年度 第2回加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 次第

日時：令和2年10月5日（月）午後2時00分～

場所：加東市役所 3階 302会議室

1. 開 会

2. 協議事項

- ・都市計画下水道事業受益者負担金のあり方について（答申案）

3. 報告事項

- ・令和元年度決算状況について

4. その他

(1)意見書について

《別紙》 提出期限 令和2年10月15日（木）

(2)次回の審議会について

日時：令和2年11月9日（月）午後2時00分～

場所：加東市役所 2階 201会議室

5. 閉 会

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 委員名簿

審議会役職	区 分	所 属 等	氏 名
会長	第3条第2項1号 (学識経験を 有する者)	大阪商業大学 総合経営学部教授	梅 野 巨 利
		近畿税理士会 社支部	小 倉 康
会長職務代理者		近畿税理士会 社支部	神 田 耕 司
	第3条第2項2号 (関係団体か ら推薦された 者)	加東市消費者協会	井 上 益 子
		加東市区長会	山 本 貴 也
		加東市商工会	吉田伊佐見
	第3条第2項3号 (一般公募に よる市民)	一般公募	村野ひろみ
		一般公募	山 上 実 佳
	第3条第2項4号 (その他市長 が必要と認め る者)	加東市まちづくり推進市民会議 委員	村上加奈子
		加東市総務財政部・部長	服 部 紹 吾

※区分単位で氏名50音順（市職員選出委員を除く）、敬称略

市・出席者名簿

所属・役職	氏 名
技 監	高 瀬 徹
上下水道部・部長	眞 海 秀 成
上下水道部管理課・課長	阿 江 英 俊
上下水道部管理課・副課長	北 島 恭 子
上下水道部工務課・副課長	西 角 昌 記
上下水道部管理課・主事	森 脇 茜

令和2年度 第2回加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 配席(302)

梅野会長

神田
職務代理

小倉

村野

井上

山上

録音機

山本

村上

吉田

服部

高瀬技監

眞海部長

管理課
阿江課長

管理課
北島副課長

工務課
西角副課長

管理課
森脇主事

傍聴席 5人

出入口

受付

令和 2 年 月 日

加東市長 安 田 正 義 様

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会

会 長 梅 野 巨 利

都市計画下水道事業受益者負担金のあり方について（答申）

令和 2 年 7 月 1 6 日付け諮問第 1 0 号で諮問のあった標記の件にかかる諮問事項 1 及び 2 について、下記のとおり答申します。

記

- 1 下水処理場統合整備事業の実施により、公共下水道に編入される処理区域の受益者負担金について

新たに下水道に接続する受益者の負担金及び分担金は、公平性の確保の観点から統一することとし、単位負担（分担）金の額は、1 平方メートル当たり 5 5 0 円とするのが適当である。

- 2 一括納付報奨金制度の廃止について

一括納付報奨金は、負担金の早期確保という趣旨のもと、一定の成果を上げてきたが、本市の下水道整備は概ね完了していることから、廃止するのが適当である。

なお、審議経過及び附帯意見については、次のとおりです。

【審議経過】

加東市では、将来に向けて、効果的かつ効率的な下水道事業の運営を図ることを目的に、合併浄化槽区域を除く公共下水道区域外の処理区（農業集落排水地区、小規模集合排水処理地区及びコミュニティ・プラント地区）を流域関連公共下水道の加古川上流処理区（以下「流域関連公共」という。）及び単独公共下水道の東条処理区（以下「単独公共」という。）へ接続する下水処理場統合整備事業の実施により、生活排水処理区の再編を進めている。このため、本審議会は、加東市長から今後新たに下水道に接続する受益者の負担金のあり方について諮問を受け、慎重に審議を行った。

諮問事項 1 を検討するに当たっては、公共下水道区域と公共下水道区域外にそれぞれ分けて制定している加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例と加東市生活排水処理事業分担金条例を確認した。

公共下水道区域については、加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例により、都市計画

案

事業として公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法第75条の規定に基づき市が徴収する負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法に関し必要な事項を定めている。この条例で規定する負担金の額は、平成18年3月の市町村合併前の旧町の制度内容を引き継ぎ、社地域は1平方メートル当たり580円、滝野地域は1平方メートル当たり550円の面積割方式で、東条地域は1単位当たり30万円の単一定額方式となっている。

公共下水道区域外については、加東市生活排水処理事業分担金条例により、市が施行する農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及びコミュニティ・プラント事業に要する費用に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき、分担金の徴収に関し必要な事項を定めている。この条例で規定する分担金の額は、加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例と同様に市町村合併前の旧町（公共下水道区域のみの旧滝野町を除く）の制度内容を引き継ぎ、11か所の処理区毎に1単位当たりの金額を設定する単一定額方式となっている。その分担金の額は、処理区毎に一単位当たり17万円強から35万円までの範囲となっている。

ここで、面積割方式と単一定額方式の違いを確認する。

面積割方式は、負担金の総額を当該負担金の地積で除して得た額に、当該受益者が所有し、又は地上権等を有する土地の面積を乗じて得られた額を賦課する方法で、受益者負担金の賦課方法として他の自治体でも採用されている事例が多い。

単一定額方式は、先述のとおり、公共下水道区域の単独公共に適用する負担金と公共下水道区域外の処理区に適用する分担金で条例の規定が分かれているものの、世帯人員、土地や建物面積、営業種別に関係なく、一般住宅を1単位（一般住宅以外の単位数は別に定める）とするなど、汚水を排水する施設を有するものとしており、いずれも均一に定額を賦課する方法である。

なお、単独公共の受益者負担金が単一定額方式を採用する主な理由は、次のとおりである。

- (1) 世帯規模や生活様式が同一で各家庭の受益は等しいにもかかわらず、宅地規模の大小によって面積割方式では負担額に差が出る。
- (2) 市街地の割合が少なく、宅地及び宅地化される見込み地を対象としたため。
- (3) 農業集落排水事業等の分担金を考慮した。

以上のような状況を踏まえ、諮問事項1について、本審議会に示された案は、次のAからCまでの3つの案であった。

A案 公共下水道区域外から公共下水道区域へ編入する処理区のうち、社地域の処理区は1平方メートル当たり580円、東条地域の処理区は1単位当たり30万円に統一する。

B案 公共下水道区域外から公共下水道区域へ編入する処理区は、すべて単独公共の1単位当たり30万円に統一する。

C案 すべての処理区の単位負担金を面積割方式とし、その額は流域関連公共の550円に統一する。

次に3つの案の課題等（メリット・デメリット）を検証すると、以下のとおりである。

案

A案のメリットは、公共下水道区域に適用している現行の各単位負担金の額に統一されるため、既に負担金を納めてきた受益者との公平性が保たれることである。対してデメリットは、流域関連公共に接続する処理区は、単一定額方式から面積割方式に変更となるため、重複賦課にならないよう、既存賦課地の面積を把握しなければならないことのほか、編入する処理区が公共下水道区域となるものの、単位負担金の額は統一されていないため、受益は等しいはずなのに、新たに公共下水道に接続する受益者間の負担（分担）額に差があることである。

B案のメリットは、公共下水道区域外の処理区は単一定額方式を継続するため、賦課処理が容易なことである。加えて、1単位当たり30万円を変更しないため、単独公共内の接続先である受益者の理解は得られやすいと考える。対してデメリットは、公共下水道区域に編入する社地域の負担金はすべて引下げとなるが、東条地域のそれは、現行の負担額が30万円である少分谷地区を除きすべて引上げとなるため、公平性の観点で疑義が生じることである。また、負担金が上げられる処理区の受益者には、十分な理解を得なければならないと考える。

C案のメリットは、単位負担金を面積割方式の550円に統一するため、新たに負担（分担）する金額に地域格差が生じないことである。対してデメリットは、公共下水道区域に編入する処理区は、単一定額方式から面積割方式に変更となるため、重複賦課にならないよう、既存賦課地の面積を把握しなければならないことである。また、課題は、面積単価を550円に合わせることの妥当性である。

このように、3つの案については、それぞれにメリットとデメリットなどがあるが、それを踏まえて、委員からは処理区域の再編後も受益者間で負担額に差があることは、公平性の観点から望ましくない。処理区域を再編するこの機会に負担金と分担金の金額をすべて統一するべきであるという意見が上がり、負担の公平性を欠くことのないよう受益者負担金及び分担金の額は統一するべきという考えで委員の意見は一致した。

ただし、550円とすることで下水道事業の将来の財政計画に影響を及ぼすことはないのかという意見が上がったため、これを検証した。

まず、単独公共の受益者負担金については、土地区画整理事業地における猶予地を除き、全額徴収済みであり、徴収実績もほとんどなかったことから財政計画には収益を少額で見込んでいる。また、生活排水処理事業分担金についても全額徴収済みであり、令和元年度以降の財政計画には収益を見込んでいない。次に、流域公共の単位負担金は30円の差があるが、土地面積で100平方メートルの差があったとしても、3,000円のわずかな金額差である。

これらのことから、550円に統一しても収益面で大きな乖離は生じにくく、下水道財政に及ぼす影響はないことを確認した。

以上による審議の結果、処理区域の再編後の地域間の公平性を確保でき、将来の下水道財政へ及ぼす影響もみられないことから、受益者負担金と分担金は、C案のとおり単位負担金の額を面積割方式の550円に統一するのが適当である。

続いて、諮問事項2の一括納付報奨金制度の廃止について審議した。

案

まず、一括納付報奨金制度の廃止を審議する前に、この制度が考え出された経緯を知る必要があり、受益者負担金の納付方法を確認した。受益者負担金は、受益者に課す強制的な費用負担となるため、負担金の納付方法については、各自治体の条例等において分割して納付できる制度が規定されていることが多く、加東市も条例施行規則で分割納付を定めている。

ところで、下水道整備を進めていく上では、多額の事業費を賄う資金が必要となるが、供用開始前は使用料収入に頼ることができず、受益者負担金を早期に確保する必要があり、そこで考え出されたのが、一括納付報奨金制度である。この制度は、受益者負担金を一括納付すると、一括納付する額に応じて条例等で定める率の一括納付報奨金が受益者に交付され、負担金額から報奨金を差し引いた金額で納めることが可能となるものである。この一括納付報奨金制度は、加東市も採用したことにより、下水道整備時に直ちに下水道接続の予定がなかった受益者も含め、多くの方が一括で納付されたため、下水道整備の促進に大きく寄与することとなった。

しかしながら、平成4年度の初期の供用開始から20年以上が経過し、下水道整備が概ね完了している中では、一括納付報奨金を交付し、負担金を早期に回収する必要がなくなっていることから、この制度を継続する意義が薄れているため、その存否について検討する必要がある。

ここで、各市町の受益者負担金制度の採用状況をみると、関西地方は全国的に見ても汚水処理人口の普及率が高く、大阪府と兵庫県で多く採用されている。一方で、和歌山県や奈良県は、公共下水道以外の農業集落排水事業、漁業集落排水事業や合併浄化槽による区域が多いため、受益者負担金制度を採用している市町が少ない。兵庫県は、41の自治体のうち36の自治体が受益者負担金制度を採用している。

次に、受益者負担金制度を採用している自治体の中で、一括納付報奨金制度を採用している自治体の状況は、関西地方で一番採用率が高いのは大阪府87.2%で、一番低い和歌山県の18.8%とバラツキがあった。兵庫県は58.3%で、半分強がその制度を採用している。

最後に、一括納付報奨金制度はあったが既に廃止している自治体に、一括納付報奨金制度の主な廃止理由を調査した結果、下水道整備が概ね完了し、この制度が役割を終えたと判断したことや、市町の方針で、市税等の一括納付報奨金制度と併せて廃止したというものが目立っており、北播磨の自治体の中でも、加西市は同様の理由で廃止していることを確認した。

加東市は、市税の一括納付報奨金制度を平成20年度に廃止しているものの、下水道事業に関しては、土地区画整理事業で整備中の土地があり、完全に整備が終わっているわけではなかったことから、この制度の廃止は時期尚早であると判断した。しかしながら、現在は、下水道整備が概ね完了し、編入する処理区が公共下水道となるこのタイミングで廃止するのが適当であるとの意見が上がり、これに対する委員の異論はなかった。

以上による審議の結果、一括納付報奨金制度の廃止については、負担金の早期確保に一定の成果を上げてきたが、下水道整備が概ね完了したことから、廃止するのが適当である。

【附帯意見】

- (1) 新型コロナウイルス感染症による景気低迷の厳しい社会・経済情勢のもとで、受益者

案

負担金（分担金）の設定は、直接市民生活に及ぼす影響が大きいことから、設定の趣旨、内容等を市民に理解していただくための周知期間を十分にとり、効果的な広報活動に努められたい。

- (2) 下水道は、生活環境の改善や水環境の保全を図る上で、大きな役割を果たしている。加東市においては、下水道整備が概ね完了し、維持管理に主眼が置かれた事業運営が行われていることから、下水道の重要性について市民の理解と関心を深めることを目的とした啓発活動に一層推進していただきたい。

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 委員名簿

区 分	審議会役職	所 属 等	氏 名	任 期
学識経験を有する者	会 長	大阪商業大学総合経営学部教授	梅 野 巨 利	R1.7.19 ~ 在 任 中
		近畿税理士会社支部	小 倉 康	R1.7.19 ~ 在 任 中
	会長職務 代 理 者	近畿税理士会社支部	神 田 耕 司	R1.7.19 ~ 在 任 中
関係団体から 推薦された者		加東市消費者協会	井 上 益 子	R1.7.19 ~ 在 任 中
		加東市区長会	山 本 貴 也	R2.4.1 ~ 在 任 中
		加東市商工会	吉 田 伊 佐 見	R1.7.19 ~ 在 任 中
その他一般公 募による市民			村 野 ひ ろ み	R1.7.19 ~ 在 任 中
			山 上 美 佳	R1.7.19 ~ 在 任 中
市長が必要と 認める者		加東市まちづくり 推進市民会議委員	村 上 加 奈 子	R1.7.19 ~ 在 任 中
		加東市総務財政部長	服 部 紹 吾	R2.4.1 ~ 在 任 中

(市職員の選出委員を除く区分単位で50音順、敬称略)

令和元年度 加東市水道事業及び下水道事業の決算状況について

1 水道事業

(1) 給水状況

令和元年度末における給水人口は 39,762 人で、前年度に比べ 10 人 (0.03%) の増加、給水件数は 20,693 件で 422 件 (2.1%) 増加しました。

年間有収水量は 5,034,364 m³で、前年度より 39,454 m³ (0.8%) 増加しました。

年間配水量は 5,558,811 m³で 48,375 m³ (0.9%) 減少し、有収率は 90.6%となりました。

事 項	単 位	H27	H28	H29	H30	R1
行政区域内人口	人	39,840	40,192	40,057	40,050	40,214
給水人口	人	39,629	39,976	39,880	39,752	39,762
給水件数	件	18,854	19,319	19,889	20,271	20,693
普及率	%	99.5	99.5	99.6	99.3	98.9
有収水量	m ³	4,927,491	4,952,127	4,995,344	4,994,910	5,034,364
1日平均有収水量	m ³	13,463	13,567	13,686	13,685	13,755
1日一人平均	ℓ	340	339	343	344	346
配水量	m ³	5,467,393	5,504,100	5,610,638	5,607,186	5,558,811
1日平均配水量	m ³	14,938	15,080	15,372	15,362	15,188
1日一人平均	ℓ	377	377	385	386	382
1日最大配水量	m ³	19,435	17,236	17,352	17,890	16,954
有収率	%	90.1	90.0	89.0	89.1	90.6

■行政区域内人口 加東市の住民基本台帳登録人口

■給水人口 給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口(通勤者や観光客は除く)

■給水件数 給水を受けている件数(事業所を含む)

■普及率 水道の整備状況を表す指標 $\frac{\text{給水人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$

■有収水量 料金徴収対象となった水量

■配水量 浄水場から送水した年間水量

■有収率 年間配水量のうち、料金徴収対象となった水量の割合 $\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$

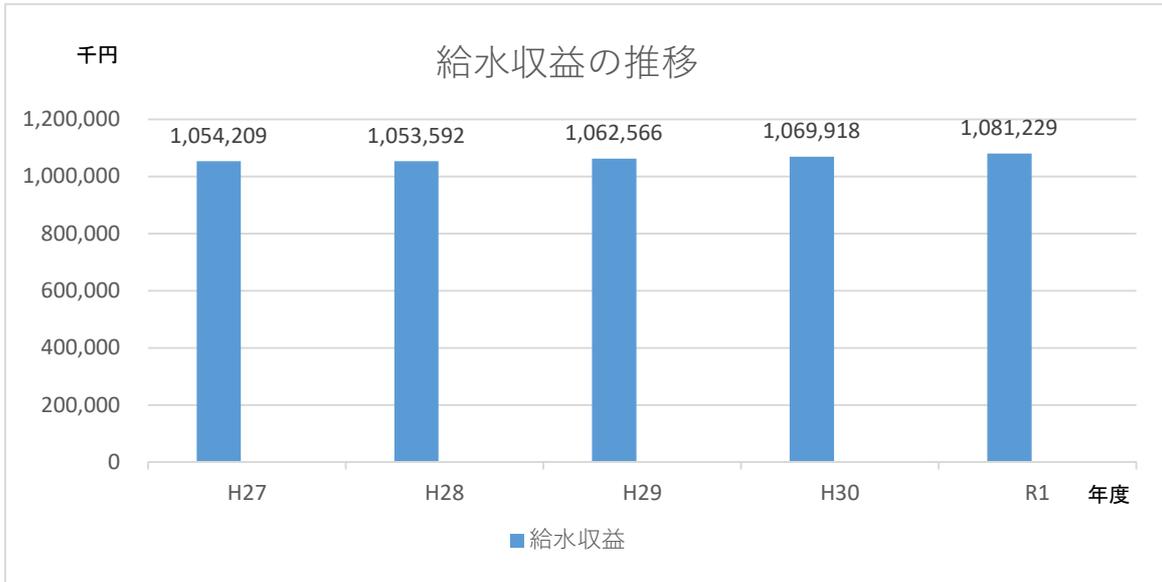
(2) 経理の状況

① 収益的収支（営業活動に係る収支）

(単位:千円 税抜き)

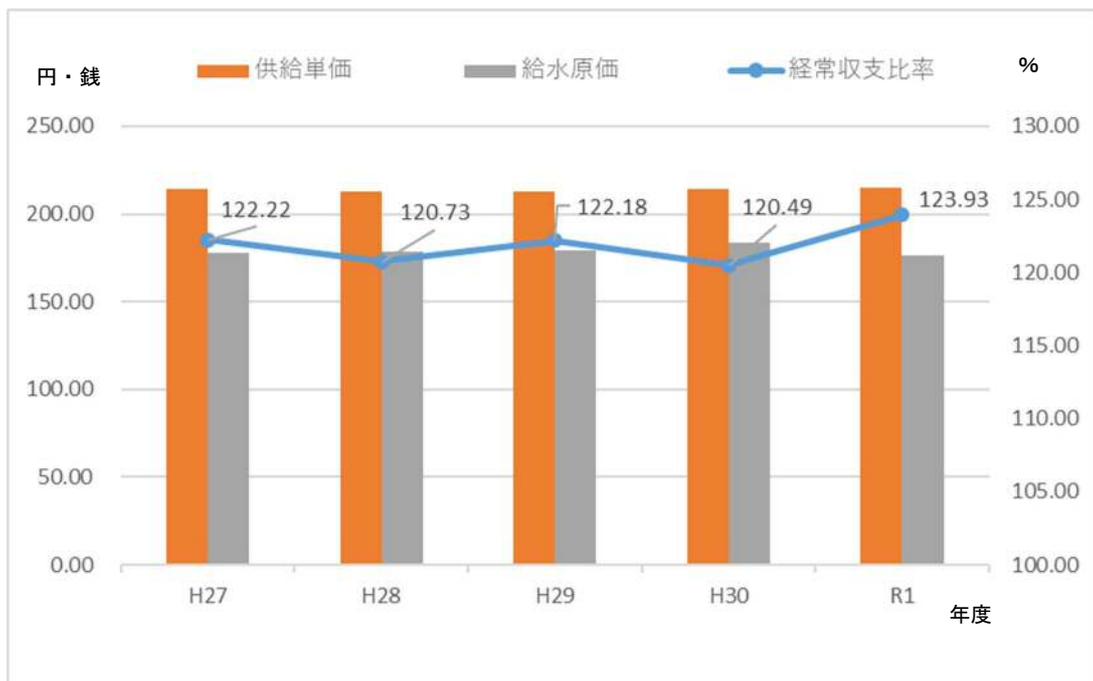
年 度	H27	H28	H29	H30	R1
水道事業収益 (A)	1,407,694	1,494,998	1,414,779	1,439,643	1,420,033
営業収益	1,087,359	1,086,693	1,097,403	1,107,946	1,117,676
給水収益	1,054,209	1,053,592	1,062,566	1,069,918	1,081,229
受託工事収益	0	0	0	0	0
その他営業収益	33,150	33,101	34,837	38,028	36,447
営業外収益	320,290	408,294	317,190	326,572	302,321
受取利息及び配当金	12,680	13,000	11,139	10,750	9,332
他会計負担金	0	0	5,065	0	0
雑収益	516	710	1,772	2,024	404
長期前受金戻入	274,294	352,424	263,844	272,878	259,355
分担金	32,800	42,160	35,370	40,920	33,230
特別利益	45	11	186	5,125	36
過年度損益修正益	45	11	5	121	36
その他特別利益	0	0	181	5,004	0
水道事業費用 (B)	1,194,333	1,240,032	1,158,047	1,192,502	1,146,460
営業費用	1,140,372	1,229,353	1,149,751	1,183,869	1,139,995
原水及び浄水費	503,168	490,071	485,050	489,876	489,717
配水及び給水費	57,518	64,652	72,477	87,638	61,663
受託工事費	0	0	0	0	0
総係費	120,094	115,044	123,148	121,712	121,228
減価償却費	447,233	458,025	457,974	455,746	458,915
資産減耗費	12,359	101,561	11,102	28,897	8,472
営業外費用	11,388	8,929	8,019	6,744	5,802
支払利息	9,965	8,797	7,534	6,627	5,719
リース資産支払利息	276	0	0	0	0
雑支出	1,147	132	485	117	83
特別損失	42,573	1,750	277	1,889	663
過年度損益修正損	42,573	1,750	277	1,889	663
収支(A-B) (C)	213,361	254,966	256,732	247,141	273,573

①－ 1 給水収益



①－ 2 経営指標

指標項目	単位	H27	H28	H29	H30	R1
経常収支比率 100%以上黒字経営 (A \geq B) 100%未満赤字経営 (A<B)	(%)	122.22	120.73	122.18	120.49	123.93
供給単価 1m ³ 当たりの収益 A	(円・銭)	213.94	212.76	214.20	212.71	214.77
給水原価 1m ³ 当たりの費用 B	(円・銭)	178.08	178.88	178.95	183.73	176.08



②資本的収支（工事費などハード整備にかかる収支）

（単位：千円 税込み）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
資本的収入（D）	66,366	149,751	338,705	211,941	186,602
企業債	0	0	0	0	0
負担金	5,501	20,386	50,983	17,945	10,944
出資金	15,500	26,800	92,700	45,700	15,900
補助金	45,365	84,274	195,013	148,296	159,758
固定資産売却代金	0	18,291	9	0	0
資本的支出（E）	551,247	467,675	707,074	698,354	576,420
建設改良費	494,939	411,036	679,007	669,380	548,962
企業債償還金	53,047	54,296	28,067	28,974	27,458
長期前受金	3,261	2,343	0	0	0
収支(D-E) (F)	△ 484,881	△ 317,924	△ 368,369	△ 486,413	△ 389,818

②－1 企業債残高

企業債残高は償還が進んでいるため、急速に減少しています。

（単位：千円）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
企業債残高	313,154	258,858	230,791	201,817	174,359



2 下水道事業

(1) 排水状況

令和元年度末の排水区域内処理人口は 38,894 人で、前年度と比較して 221 人 (0.6%) 増加し、水洗化人口は、36,692 人で 254 人 (0.7%) 増加しました。年間総処理水量は 4,355,685 m³、年間有収水量は 3,940,147 m³で有収率は 90.5%でした。

事項	単位	H27	H28	H29	H30	R1
行政区域内人口	人	39,840	40,192	40,057	40,050	40,214
排水区域内人口	人	38,277	38,720	38,629	38,673	38,894
水洗化人口	人	35,749	36,432	36,380	36,438	36,692
水洗化率	%	93.4	94.1	94.2	94.2	94.3
集合処理普及率	%	96.1	96.3	96.4	96.6	96.7
有収水量	m ³	3,873,646	3,889,148	3,919,368	3,926,738	3,940,147
1日平均有収水量	m ³	10,613	10,655	10,730	10,758	10,765
1日一人平均	ℓ	277	275	278	278	277
総処理水量	m ³	4,441,819	4,451,843	4,486,969	4,430,487	4,355,685
1日平均処理水量	m ³	12,169	12,197	12,293	12,138	11,901
1日一人平均	ℓ	318	315	318	314	306
有収率	%	87.2	87.4	87.4	88.6	90.5

■行政区域内人口 加東市の住民基本台帳登録人口

■排水区域内人口 下水道が使用可能な区域の人口（通勤者や観光客は除く）

■水洗化人口 排水区域内人口のうち、下水道に接続している人口

■水洗化率 下水道が利用できる地域に住んでいる人口のうち、どれくらいの人口が下水道に接続し、水洗化しているかを示す比率

$$\frac{\text{水洗化人口}}{\text{排水区域内人口}} \times 100$$

■集合処理普及率 合併浄化槽を除く下水道事業の整備状況を表す指標であり、行政区域内人口における下水道使用可能な人口の割合

$$\frac{\text{下水道使用可能な区域の人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$$

■有収水量 下水道使用料徴収対象となった汚水量

■総処理水量 処理場で1年間に処理した汚水量

■有収率 年間総排水量のうち、下水道使用料徴収対象となった割合

$$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総排水量}} \times 100$$

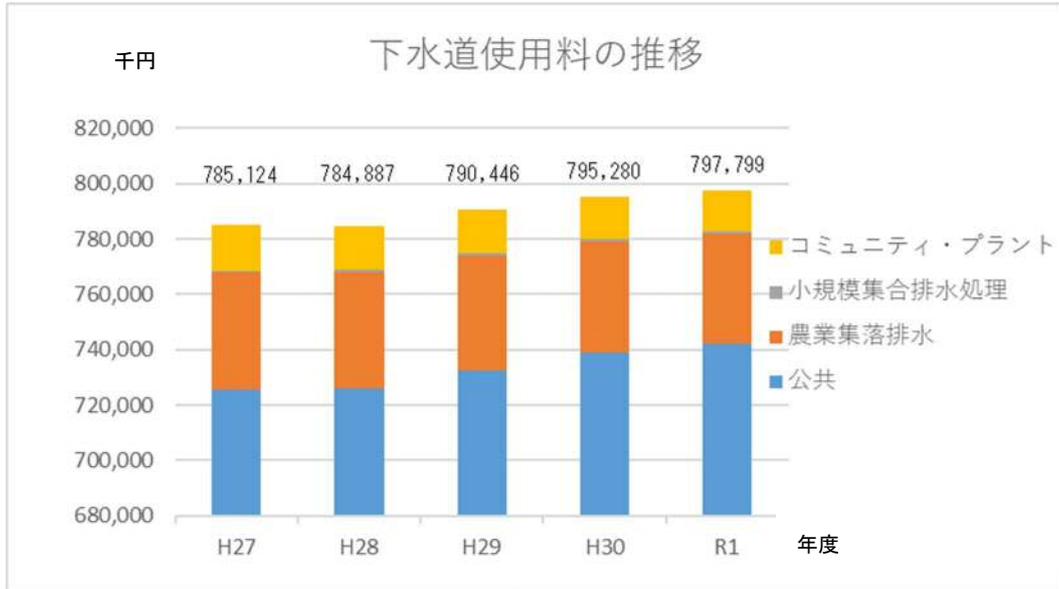
(2) 経理の状況

①収益的収支（営業活動に係る収支）

(単位:千円 税抜き)

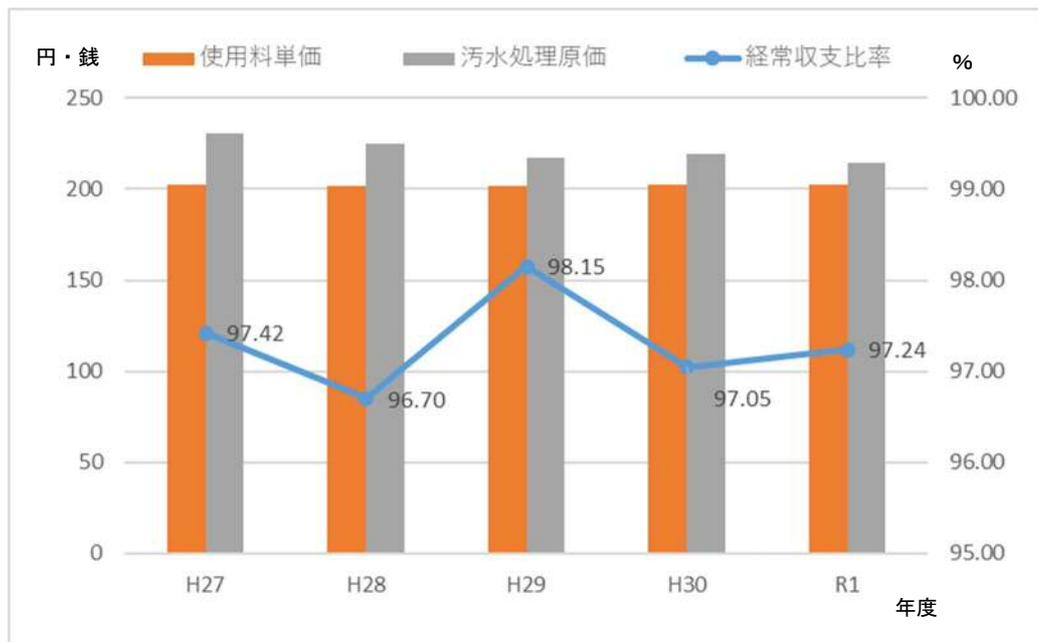
年 度	H27	H28	H29	H30	R1
下水道事業収益 (A)	1,923,948	1,885,468	1,838,665	1,795,062	1,689,611
営業収益	861,695	844,915	849,529	850,995	869,580
下水道使用料	785,124	784,887	790,446	795,280	797,799
他会計負担金	66,837	53,886	54,510	53,188	66,948
他会計補助金	9,037	5,453	4,224	2,170	3,296
その他営業収益	697	689	349	357	1,537
営業外収益	1,060,192	1,034,361	983,861	943,392	819,922
他会計補助金	527,226	501,151	473,844	430,003	329,350
国庫補助金	17,712	8,640	0	16,779	0
県補助金	0	2,750	548	216	0
長期前受金戻入	514,608	521,525	509,377	494,879	488,819
雑収益	646	295	92	1,515	1,753
特別利益	2,061	6,192	5,275	675	109
過年度損益修正益	2,061	6,192	5,275	675	109
下水道事業費用 (B)	1,973,896	1,944,442	1,868,522	1,850,020	1,738,902
営業費用	1,604,464	1,607,336	1,562,064	1,570,803	1,488,660
管渠費	27,364	28,417	32,426	32,466	16,750
ポンプ場費	32,741	27,781	28,600	30,374	28,285
処理場費	251,583	250,041	242,265	245,456	237,648
雨水処理費	15,016	2,785	3,878	2,478	7,715
業務費	53,880	53,634	46,686	57,102	55,339
総係費	71,696	64,407	47,310	72,238	31,471
減価償却費	1,147,261	1,162,438	1,149,888	1,118,835	1,102,323
資産減耗費	4,923	17,833	11,011	11,854	9,129
営業外費用	368,263	335,993	305,881	278,071	248,762
支払利息	363,893	334,180	304,732	275,629	246,999
雑支出	4,370	1,813	1,149	2,442	1,763
特別損失	1,169	1,113	577	1,146	1,480
過年度損益修正損	1,169	1,035	577	1,146	1,478
その他特別損失	0	78	0	0	2
収支(A-B) (C)	△ 49,948	△ 58,974	△ 29,857	△ 54,958	△ 49,291

①－1 下水道使用料



①－2 経営指標

指標項目	単位	H27	H28	H29	H30	R1
経常収支比率 100%以上黒字経営 (A≥B) 100%未満赤字経営 (A<B)	(%)	97.42	96.70	98.15	97.05	97.24
使用料単価 1m ³ 当たりの収益	(円・銭)	202.68	201.81	201.68	202.53	202.48
汚水処理原価 1m ³ 当たりの費用	(円・銭)	230.68	225.17	217.24	219.42	214.02



②資本的収支（工事費などハード整備にかかる収支）

（単位：千円 税込み）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
資本的収入（D）	979,203	940,726	1,176,283	1,199,305	1,055,908
企業債	213,100	167,700	254,700	261,900	269,900
負担金	20,946	19,956	15,604	13,858	19,160
補助金	493,137	497,845	645,671	659,453	507,475
出資金	252,020	255,225	260,308	264,094	259,373
資本的支出（E）	1,554,912	1,543,010	1,784,218	1,775,711	1,625,347
建設改良費	283,910	275,465	517,037	492,176	395,169
企業債償還金	1,271,002	1,267,545	1,267,181	1,283,535	1,230,178
予備費	0	0	0	0	0
収支(D-E)（F）	△ 575,709	△ 602,284	△ 607,935	△ 576,406	△ 569,439

②－1 企業債残高

（単位：千円）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
企業債残高	15,985,474	14,885,629	13,873,148	12,851,513	11,891,235



意見書

別紙

令和2年度 第2回加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 (R2.10.5開催)に関する意見等

委員名	
-----	--

資料No.	ページ	意見等

資料No.	ページ	意見等

その他意見等

令和2年10月15日（木）までに提出いただけますようお願いいたします。

■お問い合わせ・提出先

〒673-1493 加東市社 50 番地
加東市上下水道部管理課（庁舎 3 階）
担当：北島 恭子
TEL：0795-43-0533（直通）
FAX：0795-43-0548
E-Mail：jogesui-kanri@city.kato.lg.jp